

平成25年度 第2回高知県人権尊重の社会づくり協議会

## 議 事 録

日時：平成25年10月17日（木）13時30分から16時14分

場所：高知会館 3階「飛鳥」

# 平成 25 年度 第2回 高知県人権尊重の社会づくり協議会 「議事録」

開催日時 平成 25 年 10 月 17 日（木）13 時 30 分から 16 時 14 分

開催場所 高知会館 3 階「飛鳥」

参加者 （関係行政機関の職員）

有岡 正幹委員、 永田 篤希雄委員、 桑原 光照委員  
（学識経験者）

五百蔵 誠一委員、 内田 洋子委員  
加藤 秋美委員、 上岡 義隆委員（会長）  
近藤 御風委員、 杉本 麗子委員  
半田 久米夫委員、 森信 繁委員

（高知県）

岡崎 順子文化生活部長、 武政 龍司文化生活部副部長  
永吉人権課長  
健康対策課長補佐、 地域福祉政策課長  
高齢者福祉課長、 障害保健福祉課長補佐  
児童家庭課長、 国際交流課長  
県民生活・男女共同参画課長  
雇用労働政策課長、 人権教育課長  
（公財）高知県人権啓発センター事務局長

- 1 開 会
- 2 文化生活部長挨拶
- 3 新任委員紹介
- 4 議 事
  - （1）議事録署名人の選任
  - （2）「平成 25 年度第 1 回高知県人権尊重の社会づくり協議会」での意見に関する対応について
  - （3）「高知県人権施策基本方針」の見直しについて  
・改定版（素案）についての説明・協議
  - （4）その他
- 5 事務連絡
- 6 閉 会

開会（司会：石原人権課チーフ）  
文化生活部長挨拶（岡崎順子文化生活部長）  
新任委員紹介

議事進行を会長に移行

（会長）

それでは、ただ今から会議を始めたいと思います。

今回の素案は、ボリュームがありますので、予定の時刻までに順調に議事が進むように、ぜひご協力をお願いいたしたいと思います。

### **議事1 議事録署名人の選任**

それでは、まず最初に、本日の議事の「議事録署名人の選任」についてでございます。

慣例ですので、私の方から、指名をさせていただくということで、よろしゅうございませうか。

（ 「異議なし」 の声 ）

はい、ありがとうございます。それでは、五百蔵委員と杉本委員さんをお願いをいたします。

よろしくお願いいたします。

（両委員）

はい。

### **議事2 「平成 25 年度第 1 回高知県人権尊重の社会づくり協議会」での意見に関する対応について**

（上岡会長）

それでは、「平成 25 年度第 1 回高知県人権尊重の社会づくり協議会」、前回の会議でお出しいただきました意見に対する概要について、資料 1 に基づいて、事務局から説明をいただきたいと思います。

お願いいたします。

(人権課長)

人権課長でございます。よろしくお願ひいたします。座ってご説明させていただきます。

資料1「平成25年度第1回高知県人権尊重の社会づくり協議会(委員からの意見に関する対応)」と題します資料をご覧ください。

ご意見を項目ごとにまとめてございます。

最初の「数値目標」につきまして、

「数値目標がピンとこない。本来は、『高知県では、いじめをなくしましょう』が本来の目標ではないのか。」とのご意見には、右側の「人権課としての対応」の欄に記載しておりますように、今回の基本方針では、新たに人権施策について、具体の目標と計画をもって取り組み、より実効性の高いものにしたいと考えております。併せて、県民にわかりやすく数値等で可視化したものにしていきたいと考えています。

次に、「数値目標は実態を示すものではなく、県としてどこまでいきたいという思いを前に出した、県民にわかりやすい達成目標とすべきではないか。」とのご意見には、数値目標等については、できるだけ県民にわかりやすい達成目標を示せるよう、関係課と検討し、現状についても数値等を把握のうえ、設定しました。

また、「アウトカムのもを。目標と目的とは違う。」とのご意見には、アウトカムについては、設定しにくいものもあり、取組によっては、アウトプットの目標となっているものもあります。なお、現在、他の計画等で既に策定されている指標もあるため、そうした指標も準用し、アウトプット(結果)・アウトカム(成果)が混在しております。

その下の、「(数値目標を考える際の例示としてのご意見)、例えば、産後の職場に戻る率などを実際に調査して、それをあげることが大事。」とのご意見には、全国調査としては、「厚生労働省雇用機会・児童家庭局」が実施・公表していますが、都道府県別の数値の公表がないことから、この改定版(素案)の「女性」についての達成目標に関しては、他の取組を記載しております。

同じく、例示としての「男女で管理職の割合に差がある。このどこをとらえ、どう出すかが大事。」とのご意見には、ご意見のあった課題については、本県にとって重要な課題であると認識し、今後も「こうち男女共同参画プラン」を中心に取り組んでいきますが、この改定版(素案)においては、「女性」に関する取組の基盤づくりとして、下にあります、「市町村における男女共同参画計画の策定支援」「意識調査におけるDVへの問題意識の高揚」の2つを達成目標としています。

ページをめくっていただきまして、次の「パワハラ」につきまして、「パワハラに関して記載できないか。」また、「『労働者と人権』を設けるなどで検討してほしい。」とのご意見には、「労働者と人権」として

個別課題等として設けることについては、パワハラは職場内で発生する事例が多いことから、素案の11・12ページ、第3章の「2 人権啓発」の「(1) 企業等への啓発」で、セクハラとあわせて、下記にありますように「現状と課題」としまして、職場の役職などの力関係による嫌がらせやいじめなどの『パワーハラスメント』や、異性・同性に対する性的な発言や行動によって、相手の尊厳を傷つける『セクシュアルハラスメント』など、様々なハラスメント問題が顕在化しています。

「施策の展開方向」としまして、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントについては、人権全般の対策として取り組んでいます。が、事業主に対しては、国とも連携して啓発を進めていきます。

そのほか、セクハラについては、「素案」29ページ、第4章「2 女性」の「企業等に期待する取組」においても、「セクシュアルハラスメントが発生しない職場環境づくり」と記載しております。

次の「総論的な内容」につきまして、「人権とは何かについて、冒頭でわかりやすく記載してほしい。」、また、「『人の命を大事にしよう』をどこかにうたってほしい。」というご意見には、「素案」5ページ、第2章「1 基本方針の基本理念」の冒頭に、人権課としての対応の下の2つの段落にありますように、「そのためにも、全ての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現していくために、自分や他者の生命が守られ、県民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図っていくことが不可欠です。」「『人権』とは、『一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利』であり、『人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの』です。」と記載をしております。

3ページに移りまして、「『人の命を大事にしよう』をどこかにうたってほしい。」とのご意見には、「素案」8ページ、第3章「1 人権教育」の「(1) 学校教育」の「現状と課題」に「生命を大切にし、自分や他者の人格を尊重し、個性を認め合う心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性を育成することが必要となっています。」と記載をしております。

次の「個別の人権課題」につきまして、「『インターネットによる人権侵害』は『インターネット利用者等』にしてはどうか。」また、「『災害と人権』は『災害時避難生活者等』にしてはどうか。」とのご意見には、人権課題の名称については、国の基本計画と同様に、客体としてそろえなくてもよいのではとの法務局の助言を踏まえ、被害者を客体として限定するのではなく、広くとらえ、人権侵害の在りようをわかりやすく伝える表記として、現行案のままとしています。

次の「自死遺族についても取り上げてほしい。」とのご意見には、「素

案」86 ページ、第4章「11 その他の人権課題」の「(8) 他の人権課題」に、自死遺族に対する人権侵害として記載をしております。

「『若年性認知症』についてもふれてほしい。」とのご意見には、「障害者」の個別課題については、身体障害、知的障害などという記載もしていませんで、「障害のある人」という総体的な形で推進方針や取組を記載しております。よって、「若年性認知症」につきましても個別の記載ではなく、全体のなかで取り組んでまいります。

次の4 ページに移りまして、「『障害及び障害のある人について正しい知識の普及のために～』の表記変更について。」のご意見には、「素案」50 ページ、第4章「障害者」の「(3) 推進方針」において、資料にありますように、「①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及のために～」と修正いたしました。

「障害者の推進方針の②の特別支援教育に関する方向性について、特別支援教育課とも話し、特別支援教育の内容で記載してもらいたい。」とのご意見には、「素案」50 ページ、第4章「障害者」の「(3) 推進方針」において、特別支援教育課にも確認のうえ、「②障害のある子どももいない子どもも共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進」「③障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育の推進」と修正いたしました。

なお、他の箇所でも、「特別支援教育」の表記を使い修正をしております。

「『H I V感染者等』のみでなく、プライバシーは一般の患者にも大事であるとしてほしい。」とのご意見には、「素案」14 ページ、第3章の「3 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進」の「カ 医療関係職員に対する研修」で、包括的な内容として、「県民の生命に直接関わる医療の業務に携わる医師、看護師等の医療関係者は、インフォームド・コンセントやプライバシーへの配慮など、常に患者の人権を尊重して職務に従事することが重要です。」と記載するほか、「素案」86 ページ、第4章「11 その他の人権課題」の「(8) 他の人権課題」に「プライバシー保護などの人権問題等があります。」と記載しております。

「男性へのDVについても一行ぐらいは入れておいてほしい。」とのご意見には、「素案」10 ページ、第3章の「1 人権教育」の「(2) 社会教育」の欄外の※17 に、「～DVについては、女性だけでなく、男性が被害者になるケースもあります。」という記載をいたしました。

「体罰も問題になっている」とのご意見には、第4章「3 子ども」において、体罰に関する文部科学省の通知などや、体罰の認定件数及び人権侵害の事例、県の取組（教育）について記載しております。

5 ページに移りまして、「社会教育について充実してほしい。」との

ご意見には、「素案」10 ページ、第3章の「1 人権教育」の「(2) 社会教育」において、基本的な考えを記載しております。

「県の人権に関する推進体制を改めるのか。」とのご意見には、「素案」87 ページ、第5章「推進体制」に記載しております。今回は、新規体制等への変更ではなく、新たな基本方針に基づき、各担当課が人権施策の取組計画をPDCAサイクルにより進捗管理等に努めていきます。

「生き方教育の道德教育が大事。」とのご意見には、「素案」8 ページ、第3章の「1 人権教育」の「(1) 学校教育 ア 発達段階に即した人権教育の推進」において、「道德」を含む学校教育のなかでの人権教育の展開について記載しております。

「難しいことはわかっているが、市町村への働き掛けや指導をしていかないと、人権の取組は進んでいかない。」とのご意見には、「素案」の87 ページ、第5章「1 推進体制等の整備」において、「県は、人権に関する全庁的な推進体制を整備するとともに、市町村やその他の公的機関、企業、関係団体との緊密な連携を図り、この基本方針に基づく人権教育・啓発を積極的に推進します。」と記載しております。

以上で、ご説明を終わります。

(会長)

はい、ありがとうございました。

前回、ご意見をいただいた委員さんが、今日、ご出席をいただいていますので、それぞれ自分の所が反映されたかどうかというのを、ご確認いただきたいと思います。

まず最初に、委員さん、こういう内容で大体よろしゅうございますか。十分でないところがあれば。

(委員)

読ませていただきましたが、一応、文言は入っています。

(会長)

よろしゅうございますか。

(委員)

強弱の差は別として、これでいいでしょう。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それから、委員さん、いくつかございましたが。

(委員)

対応していただいたんじゃないかと思いますが。

(会長)

よろしゅうございますかね。

それから、委員さん、どうですか。

(委員)

はい。

(会長)

それでよろしゅうございますか。はい。

それから、委員さん、どうでしょう。

(委員)

はい、対応していただいているので。方針ですので、はい、これで。

(会長)

よろしいですか、はい。

あと、欠席の委員以外では、委員さんは、先ほどの内容でよろしいですかね。

(委員)

はい。2つ記載していただきまして、ありがとうございました。

(会長)

委員さんは、どうですか。

(委員)

はい、大丈夫です。

(会長)

はい。では、欠席の方は、私の方の責任で後で了解していただくようにしたいと思いますので、前回の協議会における意見につきましての対応は、こういう対応でご了解をいただきます。ありがとうございました。



### 議事3 「高知県人権施策基本方針」の見直しについて

(会長)

それでは、次に、議事の3「高知県人権施策基本方針」の見直しについて進みたいと思います。

ボリュームが大変ありますので、説明を要領よくといいますか、わかりやすく、できるだけ簡潔にお願いします。

(永吉人権課長)

それでは、基本方針の素案につきまして、ご説明いたします。

資料2「高知県人権施策基本方針 - 改定版 - (素案)」をご覧ください。

表紙を開けていただきますと、目次がございます。

右のページの「その他」と「参考資料」につきましては、現在、県の取組一覧をはじめ、調整作業を行うなど、準備を進めておりますので、今回は、添付を省略させていただいております。

また、今回、お示ししております素案は、「第1章」から「第5章」までございますが、88ページと大変分量がございますので、これを4つに分けまして、まず、最初に、「第1章 基本方針策定の趣旨」から「第3章 人権施策の基本的な方向性」までと、併せて「第5章 推進体制」につきまして、ご議論いただくように考えております。

次に、「第4章」のうち、「1 同和問題」から「3 子ども」まで。

その次に、「4 高齢者」から「7 外国人」まで。

最後に、「8 犯罪被害者等」から「11 その他の人権課題」までをご議論いただきます。

それでは、最初に、1ページの「第1章 基本方針策定の趣旨」から16ページまでの「第3章 人権施策の基本的な方向性」及び87、88ページの「第5章 推進体制」につきまして、ご説明いたします。

「第1章 基本方針策定の趣旨」及び「第2章 基本方針の考え方」につきましては、先程ご説明いたしました「人権」についての記述をはじめ、基本的な事柄や総論的な内容となっております。

「第3章 人権施策の基本的な方向性」につきましては、11から12ページにかけては、これも先程ご説明いたしましたパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントについて記述するほか、13、14ページでは、人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる公務員、教育職員、福祉関係職員、医療関係職員などの特定職業従事者に対しては、人権教育・啓発を推進する必要がある、それぞれの職務に応じた人権に関する研修をより一層充実することとしています。

15、16 ページでは、人権に関する相談件数の増加や相談内容の複雑・多様化に対応するため、相談機関相互の連携強化に努め、相談機関の充実を図ることとしています。

次に、87、88 ページの「第 5 章 推進体制」に移っていただきまして、「1 推進体制等の整備」におきましては、人権啓発活動の拠点である（公財）高知県人権啓発センターとの積極的な連携・協働を行うほか、市町村が設置し、地域における人権啓発や人権相談などを行う隣保館とも積極的に連携を図っていくこととしています。

88 ページの「2 人権施策の点検と見直し」につきましては、「高知県人権尊重の社会づくり条例」第 2 条に基づく「人権に関する実態」の公表として、人権侵害の実態やこの基本方針を着実に進めるため、毎年度、5 か年の取組計画について、P D C A サイクルによる進捗管理を行い、年次報告的に人権課のホームページで公表いたします。

また、今後におきましては、5 年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施し、翌年度に改定作業を行うこととし、現行の基本方針では見直し時期を明記しておりませんが、改定する基本方針では「5 年ごとに必要な見直しを行う」と明記いたします。

以上で、ご説明を終わります。

（会長）

はい、ありがとうございました。

事前に配布いただいていたので、それぞれ目を通していただいておりますと思いますが、ただ今、説明を受けました項目に対しまして、委員の皆さんのご意見をお願いいたします。

この基本方針を取りまとめるにあたっては、やはり「国連 10 年の行動計画」を一番基礎において、その上に肉づけをしたというような感じでしょうか。そういう趣旨というか、考え方があれば示してください。

（人権課長）

はい、今回の基本方針の見直しにあたりましては、現行の基本方針と「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画、この 2 つをベースに、現状と課題などを踏まえまして、新たな取組を加えるなど、内容を充実したものとしております。

ベースになるのは、現行の基本方針、それと現行の「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画、この 2 つということになります。

（会長）

はい、ありがとうございました。

ぜひ、どうぞ。委員さん、お願いします。

(委員)

ちょっと、質問ですけども。

これ、改定版ですよ、素案。これは一応、今後、製本にして、ある程度、材料として配っていくわけでしょう。それで、今回の議論というのは、例えば、文言とか、そういうようなことまでも指示するんですか。

例えば、ちょっと質問なんですけどね。例えば、5、6ページ、「基本方針の基本理念」というのがありますね。このなかで3つキーワードがありますね。「全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」という、ポイント1、ポイント2、ポイント3とありますね。

この記載の仕方についても、ずっと読んでましたけどね、例えば、ポイント2の「共同参画社会」とポイント3の「共生社会」。これ、よく読めば違いはわかるんですけども、例えば、文章化する時に、ポイント2と3は、一緒に綴じる方法もあるわけですよ。そういうようなことまで議論するんですか。

そうじゃなく、もうこれ、ほとんどできてるわけですか。それを精査するという意味ですか。その辺がちょっと気になるんですけど。

(人権課長)

はい、これは事務局の方で取りまとめました素案ですので、これからこの協議会の場でいろいろご意見をいただきまして、修正すべき点は、ご意見に応じて修正をかけていくと、そういうふうに考えております。よって、これは、固まったものではございません。

(委員)

いわゆる、そういう余地はあるということですね。

(人権課長)

はい、ご意見をいただきまして、修正なり、より良いものにしていきたいと考えております。

(委員)

はい、わかりました。

(会長)

それでは少し関連して、この後の協議会の進め方とか、それから県

民の意見の聴取の仕方とか、1回目で何か資料をもらいましたよね。今後の進め方を再度、説明していただけますか。

(人権課長)

はい、今後のスケジュールにつきましては、資料的なものは、本日までご準備しておりませんが、本日の協議会でいただきましたご意見を基に再度修正をかけまして、11月下旬から12月下旬にかけて、パブリックコメントを行うように予定をしております。

パブリックコメントでいただきましたご意見を踏まえまして、最終案を作成し、2月上旬に第3回の本協議会を開催いたします。

そこでまた、ご意見をいただきまして、最終調整を経まして、年度内に策定をすると、そういうふうなスケジュールで考えております。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ということでございますので、今日、できるだけ多くのご意見をいただいて、反映させるものは反映させて、それから県民に意見を聞くということに、一定順序がなりますので、ぜひ、多くの委員さんのご意見をいただきたいと思います。

(委員)

そしたら、全体のなかから、引っ張り出してやっていけばどう。各項目にちょっと気になるところとか、それを皆さん、引っ張り出して、意見を言っていけばいいんじゃないの。

(会長)

1章、2章と順番にやる方法もあると思いますが、説明をもう一括で受けましたので、それぞれの委員さんが、それぞれお気づきの点を指摘していただく、あるいは意見を述べていただくということでお願いをしたいと思います。

(委員)

そしたら僕が、最初にちょっと。

さっき言ったように、例えば5、6ページのこのポイント2、ポイント3について、僕はマスコミの関係の商売なので、文章に文句をつける癖がありますけど、ちょっとだぶっているような感じがするんですけども。

例えば、「共同参画社会」の内容について、上から2番目の「～重要であります」というようなことがあって、また、「全ての人が、それぞ

れの個性を～」なんていうことでまとめられるんじゃないかな、というような気がするわけです。

これ、あえて分類しているのは、意味があると思うんですけども、この辺がちょっと問題があるんじゃないかと思うんです。

それと、もう1点。あまり今日は、長く言わんですけど、10ページの社会教育のところを、ちょっと気が付いたことですけども、地域の教育力というんですかね、例えば、現在の教育で一番欠落をしているのは、家庭教育であり、あるいは地域教育であり、の教育力ですよ。

それから、職場教育力、特にそうなんですけども。

特にその点で、地域社会の教育力ということ考えた場合に、確かに文言をうたってあるわけですね。「施策の展開方向」で、「家庭や地域社会のなかの身近な課題についての意見交換などを通じて、家庭や地域の人々が、云々」というような。確かに地域社会のことはうたっているんですけども、これを顕在化、もう一つ、地域社会の教育力、あるいは地域社会の教育・啓発ですね。それを顕在化、一つにできないかと。例えば取り出して。

その文章の中にあるわけですけども、例えば、家庭教育の次、社会教育。「社会における人権教育の推進」、このなかに入れてもいいんですけども、それをもうちょっと顕在にしたい。

と言いますのは、私なんかは、同和問題にずっと長らく関わってきています。そして、いろんな所に行って一番、差別意識、人権感覚が、偏見に満ちあふれて、依然と改善されてないのが、例えば年配者なんですよね。同和問題については特に、60歳代、70歳代の人、非常に偏見をまだまだ持っている。正しい知識を持ってないというような気もするわけです。

例えばそれは、現在、老人学級とか、あるいは女性学級とか、地域においてそういう所で教育はやっていますが、なんかそういう機会をもうちょっと増やすことによって、教育力を、地域の教育力を高めていくような施策をここでちょっと顕在化していただいたらなど、いうことをまず気が付きましたので、あとの小さいことはともかく、その2点でございます。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局の方、どうでしょう。

(人権課長)

はい、ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。

そういった、今のご意見を踏まえまして、この書きぶり、記述の

内容を検討させていただきたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

地域・家庭の教育力について、なお検討いただけるようです。

それでは、ほかに。

委員さん、実施体制のところでも市町村の協力といいますか、連携といいますか、そのようなことについても、頭書きの方でちょっと触れていると思いますが、市町村の立場からこの推進体制について、何かお言葉いかがでしょうか。

(委員)

やはり、市町村がもう少し、我々もそうですけど、私の町も町人教ということをはじめに組織してやっていますが、なかなか。

違う場合はともかくとして、町村のなかで、私は東部ですが、東部のなかで、そういったことをやられゆうかなというところが、段々行政的にも、非常にこう。

ちょっともう、そういう事例というのは、あまり活発的にやってはないんじゃないかなということもありますが、やはりそれはある面では、人権の問題はある程度整理ができてきたんじゃないかなという思いも、その声も一方ではあるんですね。

けれどもやはり、先ほど委員さんも言われましたように、同和問題など、まだまだ人権問題というものは、人権尊重の社会というものがしっかり根付いていく、それにはなかなか時間がまだかかるんじゃないかなという思いもいたします。

そういうなかで、非常にご苦労もあると思いますけど、この問題はなかなか、非常に大きなご苦労も横たわっておるなということで、県庁をあげて、皆さんご努力をさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

(会長)

いずれにしろ、市町村の方のご協力がなければ、なかなか物事が進みませんので、よろしくをお願いします。

それでは、その他のことにつきまして、どうぞ個別の表現なり、言葉なり、あるいは書きぶりなりでも結構ですので。

(委員)

すみません、そしたら。

(会長)

はい、委員さん、お願いします。

(委員)

すみません。そしたら、細かい文言といたしますか、うちの関係でちょっと気づいたものですから。

15 ページの「相談・支援体制の充実」というところで、私ども法務局と十分関わり合えるところできせていただいたところなんですけども、「現状と課題」の、上から6行目ですか、「人権侵害に対する相談・支援・救済は、法務省の人権擁護機関や～」というふうなところで書いてあって、大変うれしく思っているところです。

ここで思ったのが、高知県の人権施策基本方針ですので、法務省の人権擁護機関という表記より、高知地方法務局なり法務局なりという、ずっと身近なところで表現していただいた方がわかりやすいかな、というふうに思ったところです。

すみません、また細かいところで申し訳ないですが、その行で、「人権侵害に対する相談・支援・救済」と書いてあるんですけども、私ども法務省の人権擁護機関で行っている部分として、「支援」というのは、あまり使わない言葉で、「相談・救済」というふうなことでやっております。救済のなかには、支援というものは当然含まれる、被害者の支援というところがあるんだと思いますが。

相談・救済というところで、支援を削除していただけると助かるなと思います。

それと、また別な点ですが、15 ページの下の方に脚注で、「人権擁護委員」について触れていただいて、紹介をしてあるところです。これについても大変うれしく思っているところなんですけども、この人権擁護委員の脚注の最後の2行目に、なお書き以降に、人権擁護委員の職について書いてあるんですけども、人権擁護委員の職として法律上定めてあるのは、人権相談業務、それから啓発業務と救済業務ということになりますので、ここで記載していただくとすると、人権擁護委員の職については、「人権相談、人権啓発、被害者の救済などを行います」というふうに表現していただくと、非常にいいかなというふうに思いました。

あと、これはまた別のところで気付いた点をまとめて言わせていただきます。

11 ページの所で、これも脚注にパワーハラスメントとセクハラの定義を書いてあるんですけども、セクハラの定義については、これも間違いではないのですが、法律上のしっかりとした定義がなされておりますので、その表現を書かれた方が、よりわかりやすいのかなというふ

うに思いましたので、その点ちょっと気付きましたので、述べさせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

委員さん、どうぞ。

(委員)

セクシュアルハラスメントの定義なんですけども、これについては、私どもの解釈通達に則って書いていただいていると思います。

(委員)

あっ、そうですか。わかりました。

(委員)

はい、男女雇用機会均等法については、うちより届きます解釈通達の文言を書いていたかと思っておりますので、これでよろしいんじゃないかと思っております。

(会長)

委員さん、よろしゅうございますか。

(委員)

はい。

(会長)

はい、そのほかございませんでしょうか。

時間がきていますので、とりあえず第1章から第3章、それから飛んで第5章につきましては、ただ今承りましたご意見などを参考に手を加えましたうえで、原案をご承認いただけますでしょうか。

(委員)

ちょっと待ってください。細部に渡っては、そんな異議ありませんけど、一つの提案として。

これ、確か5年計画の改定版ですよ。ちょっと前書に祈り文句があるんじゃない。

例えば、祈り文句といいますと、この改定をやってきたけども、例えば、高知県はこういうような人権のなんで、こういう人間をつくっていくというような、例えば、巻頭言ですよ、文章でいえば。



これ、いきなり本県の取組が出てますよね。国際的な動向、社会の動向。これはもう、実態ですよね。これは現状説明です。なので、それはその改定版をどういうように活かしていくかという一つの、行動計画では確か、うたってあると思うんですけども。

もう一回、それをまとめた方が本として、出版物としては、わかりやすいし読みよいんじゃないかなと、気が付いたんです。これ、いきなり入っても、なんか。

(会長)

はい、じゃあ事務局の方、どうぞ。

(人権課長)

はい。これは素案ということでして、これは実際できた段階で製本しましてお配りをするようになります。

その製本の段階で、この前段に、「はじめに」というような、通常の県なんかが出しておる、いろんな概要とか年報的なもの、最初によくありますのが、知事の写真があって、この発行の趣旨、そういうものが書かれておりますが、そういうものは付けるような恰好になろうかと思えます。

今、ご検討いただいておりますのは、この方針の中身ということで、それはまた後ほど、中身ができてからといいますか、その後の作業ということで考えております。以上でございます。

(委員)

議論が済んだような。

単なる形式的な事業なんじゃなくして、もうちょっと強く打ち出した、これを進めることによって、高知県の姿みたいなものを、創造みたいなものを、まあ言うたら、我々の専門用語でいう祈り文句ですね。そういうようなものを、前に1ページくらいあったら冊子としてまとまるんじゃないかな、という気がして言わせてもらいました。

なんぞ個々にはもう済んだような感じがしているが。まだ済んでないですか。

(人権課長)

いえいえ、まだこれからです、中身は。

(委員)

わかりました。

(会長)

じゃあ、委員さんのご意見を踏まえて。

(会長)

委員さん、どうぞ。

(委員)

教えてもらいたいんですけども、この文章の最後の所に、全ての所に、例えば、「努めます」とか「図ります」とか「推進します」とかっていうふうに、語尾が少しずつ違っているんですけども、「努めます」と「図ります」とでは、例えば、語尾が違うことによって、しっかりやりますという、目標が数値化されそうだとか、実際ここまでいくぞという、すごい強い決意の表れとか、まあ努力はしてみます、というところなのか。

語尾の違いによるニュアンスが幾分違うものなのかどうか、それをちょっと教えてほしいです。

(人権課長)

はい、「図ります」「努めます」、それから、このなかで多く書いておられますのは、「取り組みます」というような言葉を使っておりますが、特に言葉の使い分けというのはございません。全て書いてあることは、行政として今後やっていくという、そういう考えで書いておりますので、特に言葉が違ったからといって、取組内容、やることが変わるといことではございません。

全部同じように考えております。捉えております。

(委員)

わかりました。

(会長)

よろしいですか。

それでは、次に進ませていただきたいと思います。

一番の本題の第4章に入りたいと思います。まず、第4章の「同和問題」「女性」「子ども」について、説明をお願いします。

(人権課長)

17 ページからの「第4章 身近な人権課題ごとの推進方針」につきまして、ご説明いたします。

先ほどもご説明しましたように、現行の「基本方針」と「人権教育

のための国連 10 年」高知県行動計画をベースに、現状と課題等を踏まえ、新たな取組を加えるなど、内容を充実させたものとしております。

これまでの 7 つの人権課題に、新たに追加する 3 つの人権課題を含めまして、それぞれ前文で国連や国の動向を示したうえで、現状と課題、人権侵害の主な事例、推進方針、今後の取組、としまして、県の取組、企業等に期待する取組、県民に期待する取組などのほか、基本方針をより実効性の高いものとするために、できる限り具体的な数値や成果などを明らかにする「達成目標」を 1 ないし 2、記載しております。

また、これまでの「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画では、「今後の取組」のうち、「県の取組」としては、教育・啓発しか示しておりませんでした。今回、それ以外の取組についてもお示ししております。

なお、この「人権課題の項目順」につきましては、これまでの基本方針と同様にしておりますが、後ほど、ご議論いただくように考えておりますので、よろしくお願いたします。

まず最初に、17 ページから 38 ページまでの「1 同和問題」「2 女性」「3 子ども」につきまして、ご説明いたします。

「同和問題」につきましては、同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発に引き続き取り組み、差別のない安心して生活できる社会の実現を図ることとしております。

21 ページにあります「達成目標」としましては、「人権に関する県民意識調査」における設問「同和地区や同和地区の人を意識する場合」において、「気にしたり、意識したりすることはない」との回答が、平成 14 年度の意識調査では 45.7%、平成 24 年度の意識調査では 53.0%と、7.3 ポイント増加しております。そうしたことから、「部落差別をなくする運動」強調旬間での講演会や啓発活動などのほか、「人権教育セミナー」で先進的な情報を提供できる講師による講演会を実施し、平成 29 年度実施予定の意識調査でも、同じ設問について、同様に 7.0 ポイント増の 60.0%を達成目標としております。

次に、22 ページからの「女性」につきましては、家庭や職場、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、女性が安全安心に生活できる、女性の人権が男性と対等平等に尊重される社会の実現を図ることとしております。

今回は、ドメスティック・バイオレンスなど、主に女性が被害者になる場合が多い男女間における暴力について、これまで取り組んでおりました防止のための啓発や、相談機能の充実、被害者の緊急保護・自立支援を行うことなどを、新たに記載しています。

また、セクシュアルハラスメントにつきましては、女性からのセク

ハラ、同性からのセクハラもありますので、11 から 12 ページにあります「第3章 人権施策の基本的な方向性」の「2 人権啓発」のなかで、人権全般の取組として対応してまいります。特に、職場における女性へのセクハラが、実態として多いことに鑑み、「女性」のところにも記載しております。

教育・啓発以外の県の取組としましては、28 ページに、女性の社会参画やDV防止などの「ウ 女性の社会参画」、「エ 女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「オ 市町村における男女共同参画計画策定の支援」を記載しております。

29 ページにあります「達成目標」のうち、上段の「達成目標」につきましては、既に「こうち男女共同参画プラン」において目標としております男女共同参画計画策定市町村の割合が、平成 25 年度では 50.0%、17 市町村でございますが、平成 27 年度末で 67.6%、23 市町村としております。この目標達成後も、平成 30 年度に向けて、本基本方針に則り、市町村の計画策定に向けた支援を行ってまいります。

下段の「達成目標」のご説明につきましては、以下、省略をさせていただきます。

次に、30 ページからの「子ども」につきましては、子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図ることとしております。

昨今、大きな社会問題ともなっています、いじめ、児童虐待のほか、体罰につきましても、詳しく取り上げるとともに、体罰などの人権侵害から子どもを守る取組を推進することとしています。

教育・啓発以外の県の取組としましては、37 ページに、児童虐待の予防、保護、支援などの「ウ 児童虐待防止対策」を記載しております。

38 ページにあります、上段の「達成目標」につきましては、電話相談、来所相談、出張教育相談、Eメール相談を通じて支援を行い、既に「高知県教育振興基本計画重点プラン」において、平成 27 年度には、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況が全国平均まで改善されている、ことを目標としております。

この目標達成後も、平成 30 年度に向けて、本基本方針に則り、各種相談を引き続き実施してまいります。

なお、不登校、暴力行為、中途退学などの調査項目には、「いじめ」もあり、取組も行っておりますが、本県での「いじめ」の現状の数値は全国平均よりも良いとのことで、この達成目標には入っておりません。

以上で、ご説明を終わります。

(会長)

はい、ありがとうございます。3つの項目について、説明がありました。

どういたしましょう。1つずつやってみましょうかね。それとも3つまとめて、ということにいたしましょうか。

3つまとめてでよろしゅうございますか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは、お気づきになった点、ご意見をぜひお願いをいたします。

特に今回の計画では、目標を設定しておりますので、その目標の設定の仕方、あるいは実現へ向けた手順など、手続きなどあろうかと思えます。ご意見をぜひお願いをいたします。

(委員)

はい。

(会長)

はい、委員さん、お願いをします。

(委員)

細かいことで大変恐縮なんですけども、29ページの所の「企業等に期待する取組」の所のなかにあります、□なんですけども、□「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業制度」などへの理解と実行、とあるんですけども、法律と制度はちょっとレベルが違うので、ストレートな書きぶりの方が、よりわかりやすいんじゃないかと思いました。

(会長)

いいですか。

(県民生活・男女共同参画課長)

すみません、県民生活・男女共同参画課長です。よろしく願いいたします。

ここのなかで、男女雇用機会均等法と制度を並列に書くのがどうかということの、書きぶりのお話だと思いますが、ここはそしたら、ちよっと調整させていただきたいと思います。

(会長)

よろしいですか。じゃあ、ご意見を踏まえて修正ということでお願いします。

あと、女性の委員さんがおいでますので、特に女性とか子どもについて、ぜひご意見をいただきたいと思いますが。

(委員)

前回での会でも、委員さんから出されたことですが、災害避難所生活における、女性へのDVのようなことがあるというのが、結構重要なこととして、自分たちも避難所生活における、どういうふうに対応するかというワークショップなんかもやっているんですけども、その運営に関しては、女性もそういうような参画することが望ましい、ということで、80ページには書かれているんですけども。

この平常時の時こそ、女性の人権の29ページの「県民に期待する取組」のなかにやはり、避難所生活って変ですけど、非常時における女性への配慮とか、なんか人権を尊重する取組への啓発とか、それもあわせて書いてもらいたいなという感じがちょっとしているんです。というのは、80ページのこの文章だけでは、ちょっと弱いかなという気がしてですね。

実際、東北での避難所生活の感想とか、ちょっと聞きましたら、結構大変なことになっていますので。その辺りのことを考えると、平常時にやはりそういう意識をきちんと持つておくこと、女性への配慮等みたいなことが、書かれないと、非常時になって「こんな非常時にそんなこと言われるか」みたいなことで片付けられそうな気がして、とてもひやひやしているんですけども。

何か、ここにそういうニュアンスが、ちょっと言葉が自分では思い浮かばないのでですけども、何かそういうことが入ると、いいのかなと思います。すみません、ちゃんとした言葉が建設的に出てくればいいんですけども。

(会長)

この「女性」という項目のなかで、災害時の話を平時でも意識していくことを記載するということですか。

(委員)

そう。やはり、切り取ったものじゃないと思うんですよね。非常時になったから、ちょっと周りの人権を切り取って、じゃあ非常時はこういう人権、みたいなことではなくて、そういうのってやはり、日常からもそういう意識を育てていくことが重要だと思うんですよ。

非日常ってというのは、みんなすごく動転しているところがありますので。

(会長)

はい、副部長さん、お願いします。

(文化生活部副部長)

東日本大震災でわかりますとおり、災害時、特に避難所生活において、女性がいろんな意味で人権侵害にあう事例があったということは、それはもう、そのとおりだと思います。

今回、高知県は、南海トラフ地震があるということで、「災害と人権」は大事な問題という認識のもと、この新たな項目を80ページから設けております。

前置きが長くなりましたが、内田委員さんからのご提案に対しまして、例えばですけども、「女性」のところに、平時からの人権啓発を記載するのか、それとも、新たに設けました「災害と人権」の、例えば84ページのところに、啓発としてそうしたことを盛り込むのか、二通りあると思います。

人権侵害のリスクは、女性も大変大きいですけど、高齢者にもありますし、子どもにも、障害のある方にもあるといった意味では、せっかく「災害と人権」という項を設けましたので、ここに、平時からの人権への意識啓発を進めることが大事なんですよ、といったことを入れる手もあるのかなと考えています。

(会長)

はい。事務局はそういうことなのですが、あとの女性の委員さん、委員さん、どうでしょう。

(委員)

そうですね。やはり災害という特殊な状況のなかで、やはり私たちの人権、女性も障害者も含めた人権を取り上げていただいて、こういう意識づけにさせていただくならば、やはり災害というところに入れていただく方が、強い意識を持っていただけるかなとは思っています。

平常時とは違うところを重視して入れていただいたら、やはり意識づけが強いかなというふうに思います。

(会長)

はい、あとお二方、おいでますが。

(委員)

男性からでも。

(会長)

委員さん、どうぞ。

(委員)

東北は行っていませんけど、阪神の時は、当時の高知医科大学精神科のチームとして淡路島へ行きました。

やはり子どもの作文なんかを読みますと、お母さんが着替えに困ったとか、そういう女性への配慮がその当時は十分じゃなかったと、いうのがあったと思いますけど、初期の緊急時の時は、そんなこと言ってもらえない状況があります。まず病気の発見とか、生命のことをやらなければいけないので。

だから、災害のところへ組み込んで、そこをやはり改善するということが必要なんじゃないでしょうか。

とにかく何も仕切りのない所で、みんなもう、わっと集まっていますので、着替えるような場所やお風呂もないですし、何もありませんから、そこら辺はちょっと初期の段階では難しいと思います。

そういう意識は、高知もこれから南海地震がありますので、女性に対する配慮を、避難所で準備をやっていくということを、書いていただければいいんじゃないでしょうか。

(会長)

はい、ありがとうございます。

委員さん、まあそんなような感じで。新しい項目として、「災害と人権」が立ち上がったので、南海地震のことを思ったら、そっちの方がひよっといいのかもしれない。いいですか。

(委員)

はい。充実していただければ。

(会長)

事務局、充実させてください。それでは、部長。

(文化生活部長)

どうもありがとうございました。本当に、大切な視点をご提案いただきました。

確かに「災害と人権」という項目を挙げたなかで、女性の部分が確



かに、もう少し明確にきちんと書かなければいけないというご提案です。そういう方向で充実させていきたいと思えます。

なお、日ごろからのことも大事というのは、決してそれを忘れていくわけではございませんので、県としては、こちらに書かせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

(会長)

あと、どうでしょうか。

(委員)

ちょっとかまいませんか。

(会長)

はい、どうぞ、委員さん。

(委員)

29 ページの「県民に期待する取組」のところで、「女性と男性が共に力を合わせて解消するための自主的な取組を期待します。」と書いてあるんですけども、その下の□のいろんな取組を、私は全部出たわけではないんですが、大体出ますと、女性の参加は非常に多くて、女性が女性の人権意識に目覚める機会是与えられるんですが、男性の参加が非常に少ない、特に高齢の男性の参加というのが、非常に少ないと思うんです。

ですから例えば、老人会とかいろんな組織を使って、男性の方にももう少し目覚めてほしい。なんかこれですと、そしたら誰がするのといった時に、バイタリティーのある女性はガンガンやりますけど、男性はなんかやらないような気がするんですが、なんかそういうニュアンスが盛り込めないでしょうか。

29 ページの「県民に期待する～」というところで、男性にもうちょっと、女性の人権意識に注意を払ってください、というのを入れてほしいような気がします。

(県民生活・男女共同参画課長)

はい。ありがとうございます。

確かに「女性」ということで書いておりますけど、「男性」も含めて、男女共同といいますか、男女参画という意味で、そういうところで文言をまた検討させていただきたいと思えます。

(会長)

はい、ありがとうございます。委員さん、どうぞ。

(委員)

同和のことを意識する場合、同和地区や同和の案件で、段々、気にしたりすることがなくなっているという部分は、啓発が進んでいるということだと思いますけども。

やはり気になるのは、結婚する時に気になるっていうところが高い。だからダブルスタンダードが多少あるのでは。差別してはいけないということは、頭ではわかっているんだけど、自分のことになると、そういうことが出てくる場合がありますので。

そこら辺のことも少し、心理的な面も含めて、記載した方がよろしいのではないのでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ、部長。

(文化生活部長)

この意識調査で安心することなく、もうひとつ深めて、本当に自分のこととしてこれを思った時にも、適正に対処できる、そういう人権意識が育つようにという、そういうご提案なんだと思います。少しそこは深めて考えてみたいと思います。

(委員)

すみません、いいですか。今までで気付いた点で、ちょっと意見を。

(会長)

はい、委員さん。

(委員)

改めて見ていて、今ちょっと気付いたところで、意見としてまとまってないですけど、女性の人権、課題のところ、先日ですか、東京都三鷹の方でストーカー殺人がありましたけれども、このなかにストーカーについて、どうも記載がないように思いまして。ストーカーというのは、重大な女性の人権侵害事案なんじゃないかなというふうに思うのですが。

前提となった高知県の意識調査のなかで、その項目がなかったってところでの、「現状と課題」に入るのかどうか、その辺りがちょっとよくわかりませんでした。

よければそれも挙げていただいて、「今後の取組」の「女性に対するあらゆる暴力の根絶」のところで、今後の対策として触れていただければいいのかなど、いうふうに思ったところです。

(委員)

ちょっといいですか。

(会長)

どうぞ。

(委員)

ストーカーというのは、非常に難しい。ストーカーっていう言葉自体が、元々、女性が男性を振り回していたということから起源がありますので、これ、両方の問題だと。

(会長)

はい、どうぞ。事務局の方。

(人権課長)

ただ今、ストーカーについてのご意見をいただきましたが、ストーカーについては、事務局の方でも一定整理をしております、先日、東京の方で痛ましい事件が起こっております。

大きな社会問題ではございますが、ストーカーにつきましては、現在、身の安全を最優先に考えまして、「ストーカー規制法」、そういったものもできております。まず刑事事件として現在取り扱われておりますので、この基本方針には記載をしないと、そういう整理をして、今回の策定にあたっております。

国の方のいろんな啓発の関係を見ましても、基本計画の方では、ストーカー行為という言葉が、女性のところにいくつか記載がございますが、現在の国の啓発の白書の方には、ストーカーということは、一切記載がございません。

そういったことから国の方も、これはもう刑事事件ということでの対応をされておるのではないかと、そういうふうに考えております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

要するにもう、犯罪だと。県民とか企業とか、我々の努力の範疇を超えるということですか。

(人権課長)

啓発云々というよりも、これはもう刑事事件として、即警察が実態として対応しておりますので。

そういったことから、こういう基本方針のなかでは、今回は入れないということで、一定整理をしてございます。

(会長)

はい、わかりました。永田委員さんよろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

あと、委員さん、同和問題、長らくやってこられてどうですか、これでよろしいでしょうか。

(委員)

まあ、こんなものでしょう。

(会長)

そうですね、ありがとうございました。

はい、どうぞ、委員さん。

(委員)

子どものところなんですけど、38 ページの「企業に期待する取組」のところ、子どもを理解して、家庭における親子の対話やふれあいを大切にするものとか、書いてらっしゃるんですけど、これを実現するために、「育児・介護休業制度」の実行と定着という。

その前に、やはりワークライフバランスという考え方があるじゃないですか。その意識を企業として、まず定着させていくことが大事かなっていうふうに、我々も思いますので、そういうのも一つ入れたらどうかになって、いうふうに思いましたので申します。

(会長)

委員さん、どうぞ。

(委員)

人権侵害の大きな、子どもの事例として児童虐待がありますけど、ここでどうでしょうかね。この虐待自体、もちろん問題なんですけど

も、非常に幼い子どもが虐待を受けますと、脳の発達とか、精神面に非常に大きな影響が出るんです。

委員さん、そういうことをもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

体が傷つくとかいうだけではなくて、人格の形成とか発達に、非常に大きな影響があるということを強調した方が、そういう書きかたの方がいいんじゃないかなと思います。お願いしたいです。

(会長)

委員さん、ちょっとご意見をお願いいたします。補足というか、追加で。

(委員)

すみません、ちょっと遅くなって来たもので、流れがつかめてないんですが、ただ今のご指摘に対しまして、一応、虐待のレベルもいろいろあるんですが、ネグレクトぐらいですと、なかなかこれ、ちょっと難しいところがあるんですが。

日本ではまとまった研究はないのでございますが、海外のアメリカの研究なんかでは、多くの研究が、レトロスペクティブと申しまして、過去について、どうでしたかというアンケート調査をしていて、それで虐待の程度を判定して、今こう影響している、というものが大半なんでございますが。

基本的に一つ有名な研究がございまして、アメリカ、ニュージャージーでやっている研究だったんですけど、実際に虐待のメディカルレコード（医療機関での診療録）があったり、あるいはアメリカの場合は児童相談所の権限が非常に強うございますから、いけないと思ったら、子どもをいきなり連れて帰れますから。

そういう記録がちゃんとある人を平均 15 年追いかけた研究なんかでは、明らかにうつ病となりやすいというデータが出ておりますし、あと僕自身は、直接これは関わってないのですが、虐待を受けた方のなかには、自閉症障害と全く同じような状態になってしまっている人がいる、というようなこともございます。

ただ、健やかに成長していくという言葉のなかに、きっとメンタルなものも含むように、県の方は考えてつくられたんでしょうが、ただ健康な、いわゆる、健康な体に健康な精神が宿るとというのが、児童憲章に昔あったか思うんでございますね。

そういうのもあるので、少し触れていただいてもいいのかな、というふうには思います。

ただ県の方、きっとそれも含めて書かれたんだろうなどは、拡大解

釈をしているのでございますけど。

(会長)

はい、それでは、委員さんの件と今の件について、お願いします。

(雇用労働政策課長)

雇用労働政策課でございます。

「育児・介護休業制度」の実行と定着ということで、「企業等に期待する取組」ということを記載させていただいておりますけれども、現状を申し上げますと、雇用労働政策課の方で、ワークライフバランスの推進ということで、次世代育成支援企業の認証制度を設けておりまして、社会保険労務士の方に企業さんを回っていただいて、こういう育児休業制度等を国の制度を超えて、より高いレベルの取組をされている企業様を掘り起こしまして、認証の手を挙げていただくということで、現在まで、100社ほど県内で認証しております。

今度また2社ほど追加される予定でございますけれども、そういう形で徐々に企業様に対する啓発活動、企業様の認識の方も高まってきていると思いますので、書きぶりとしては、企業様に対しては、この書きぶりで十分ではないかな、という気もしております。

(会長)

委員さん、どうでしょう。もっとワークライフバランスの理念を前文に入れるということについて。

(委員)

その上に書いていますので、それと同じことの繰り返しになるかもわからないですけど、結局、ワークライフバランスってなんですかっというところを、右の上の方に書いてますので、その意識がないと、制度ができて、なかなか実際に利用しにくいという職場環境もありますので、やはりそこの企業の意識が大事かなというふうに感じたので、そういう表現があったらどうかなという意味で言っています。

(雇用労働政策課長)

失礼しました。本文の方にもう少し、ワークライフバランスについての意識を高めるということ、追加させていただくということによるのでしょうか。

(会長)

はい、じゃあ、そういうことでお願いをいたします。

(児童家庭課長)

すみません。児童家庭課長です。

委員さんの方から、先ほど、子どもに対する虐待の影響ということで、特に小さい子どもへの影響ということで、お話がありました。

確かに、高知県でも昨年度 153 件の虐待があり、そのうち、小学校就学までの小さな子どもが約 38%を占めているという状況が、実態としてもございます。

そんななかで、虐待が子どもに及ぼす影響というところで、特に 37 ページにあります、児童虐待のところの前段の書きぶりのことをおっしゃられておったのかなと、思っております。

そのなかで、先ほど委員さんの方からお話がありましたように、いろんな研究がなされておりました、例えば、虐待が脳に与える影響だとかいうふうな、いろんな研究があり、それから発達障害のような症状を及ぼしたり、ということなどを聞いております。

ただ、いろんな意見であるとか、考え方がありますので、今のところは、34 ページ上から 11 行目のところにあります、「心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます」という程度の表現で収めさせていただいているということです。

この表現のなかに、おっしゃられたいろんな要素が入っているというふうにご理解をしていただけたら、と思っております。

(会長)

はい。ということですが、どうでしょう。

(委員)

はい、納得しました。

もう一つは、しつけと虐待の、一生懸命になっている親が虐待をする理由について、関与しているわけですから、そこら辺の、加害の親に対する配慮も少し入れておいてほしいなど。

一方的に虐待する親が悪いというわけじゃなくて、そういう子どもに対して非常に、感情的に向かっていく、異常に近い感情を持って接している親が、過剰に反応したり、追い込まれたりすると、虐待になるところがあって、そこら辺も少し。一方的に悪者になると、治療が難しくなるというか、社会から少し離れていくというか、なかなか相談に乗ってこないような状態になりますので、そこら辺をうまく扱うっていくことも必要だろうと思います。

(児童家庭課長)

今、しつけと虐待の関係のことでおっしゃられておりました。

児童相談としては、親が一生懸命になって子育てをしているという状況であっても、それを子どもがどう受け止めるのかというところを中心に見ていきたいと考えています。

確かに、その関わりが、子どもの成長に応じたようなものであれば、それが子どもの方できちんと受け止めてくれておれば、それはしつけだろうというふうには考えております。

今おっしゃられた、虐待としつけというのを、どう考えるのかということについては、いろんな考えがあると思うんですが、そこを場合によっては、ここの児童虐待のどこかのスペースのなかに、そういったことをちょっと表現するか、あるいはコラム的かというと、しつけと虐待の違いについてというふうな形で、ちょっと設けるような余地があれば、そういう形での表現も、検討はしてみたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(会長)

はい、委員さん、どうぞ。

(委員)

すみません。虐待かしつけかということでのお話なんですけれども、前に広島市で、三歳児検診の時に、お母さん方のストレス度調査というのをしたことがあるんですね。

そうしますと、基本的にイベント、夫が失職するとか、あるいはご自分が失職するとか、いろんなそういうストレス要因によって、しつけだったものが虐待、つまり親に余裕がなくなって、同じ一つの止める行為でもきつくなる、明らかにエスカレートしていているという結果が出ております。

そういう意味で、子どもの虐待ということに関して、子どもと親との関係というのを非常によく言われていて、ここにもある推進方針とか、35ページにあるようなところでも、やはり子どもを中心として出てくるんですが、お母さんのメンタルケアというものが、やはり根底にまずあって、それでないとなかなか難しいと思います。

しつけが虐待になってしまうということが結構ありますもので、その辺の、やはりお母さんを支えていくという、そういった視点の文言とか、今さらいってもしょうがないですけど、そういったことがあって、広島市の方では、前にこういう調査をした時には、お返しをしたということがございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。ご意見、反映できるようであれば、



ぜひ反映していただきたい。

それでは委員さん、どうぞ。

(委員)

ちょっとずれますけれども、36ページの社会教育のなかに、子どもの生活体験とか、今ですと、高齢者の社会教育とか、たくさんそういう場があると思うんですけど、中間の青年層が比較的に少ないような気がするんです。

昔は、青年団活動とかいうのが、社会教育のなかにあったと思うんですけども、今はほとんど、そういう公的な場での社会教育の場って、若者の集いの場っていうのが比較的に少なくて、交流の場が少ないかなというふうに思うんです。

やはりそういう場面も設けていただければ、もっともっと円滑な交友関係が結べたり、友だちの輪が広がる場があると思うので、ぜひ社会教育のなかに、青年の場も検討していただけたらなというふうに思います。

(会長)

それは、女性という項目ではなくて、全般にいうことですか。

(委員)

そうです。社会教育のなかに、やはり青年の部分もあっていいのではないかな、最近ちょっと、そういう場面が少ないような気がするんです、社会全体のなかで。

閉じこもりだとか、そういう方、失職している方とか、世の中にはたくさんいますけども、やはりそうになると、交流の場を持って、皆さんと活動することで、いろんな場面が広がりますし、ストレスも解消できますし、社会へ出る力が付くんじゃないかな、というふうに思うんです。

やはり最近、特に、この中間の若者の集いの場というのが、個々にはあるかもしれませんが、皆さんが何もなくて楽しく過ごせる、趣味ももちろんですけども、そういう個別のものでない、誰もが集まりやすい場面というのが、やはり欲しいかな。

私はそういうのを苦手だからというふうな、そういうのでなくて、集まりやすい環境をつくってあげることで、もっともっと健全な交流の場というのが、生まれてくるんじゃないかなという気がします。

(会長)

はい、ありがとうございました。どうなんでしょう。

(文化生活部長)

「子ども」のところの社会教育に入れるのか、それとも全般的な社会教育にして、生涯学習を充実させようという、委員さんからのご意見がありましたので。

今日は、生涯学習担当課が来てないので、私どもの方から、その辺どれが一番いいのか、ご趣旨をお話しをして、調整をさせていただけたらと思います。

(会長)

はい。委員さん、どうぞ。

(委員)

私ね、これで結構だと思うけど、ちょっと子どもだけについては、例えば、女性、弱者、子どももちろん弱者ですけど、今後のこのなかで、確かに子どもを育てる外側の状況が多いですよ。

というのは、子どもはもうちょっと自分で、ここに一言書いてありますよね、「自分や他者を大切にできる態度や行動力を身に付けるための学習」ですよ。

いわゆる、このなかに子どもの、例えば生きる力とか、そういうものを、子どもは一番は成長をこれからしていくわけですから、こちらからもっと強い人間に育っていくというような励まし、激励的なものがあるといいんじゃないかなと。

今の子どもというのは、例えば、僕ら昔だったら、いじめを見たら、正義感ですか、これは非常に古い言葉ですが、正義感とかそういう不条理に対する子どもの感性というのは、昔はあったんですよ。僕らは、女の子を男がいじめていたら、我々はくっついてかかってケンカしたりしたんですよ。

そういうような、非常に感性があるわけですから、外から大事にしましょう、大事にしましょうということですよ。子どもを大切にしましょう、しましょう、じゃなくして、子どもについてはもう一歩、子ども自らのそうした強い、やはり生きる力、負けない力を養っていただけるような施策をひとつ、言葉のなかに、これ乱暴ですけど、入れられないかなと。

特に子どもについては、いじめの問題について、と思うんですけども、若干違うかな、ずれがあるかなと。

子どもに対しては、こうしなさい、こうしなさい、こういう教育をしましょうということですね。これはこれで結構ですけども、もうちょっと踏み込んで、子どももこういうように育てていきたいと思いますところが、あってもいいんじゃないかなと思っているんですけどね。

これはまあ、検討してみてください。

(委員)

私も関連して。

やはり大人の世界と、それから子ども同士とまた違う世界があって、大人が子どもにいじめをしちゃだめよとか言うのと、子ども自らが、弱い子もおれば強い子もおる、そのなかでお互いその人権を認めて、どう仲間内で折り合いをつけるかとかいうことを学ぶという、なんかそういうことが、人権の今後の取組のなかに反映できていたらいいなって思うんです。

やはり、大人がどうしよう、大人が結果として不登校になった子に相談する窓口をつくって、そこに電話してくださいとかっていう、もうひとつ手前のところに、子ども同士がお互いを知り合う場をつくるとか、それが学校教育のなかだけでやるっていうのも、ちょっとつらいかなと。

そこは結構限られた枠のなかでやっていますよね。そこも必要なんですけども、先ほど青年団というのがあったんですけども、地域のなかでのそういう地域力というものが、子ども同士で、子どもがお互いの人権を学べる場ができる、ということがこのなかにできたら、すごくよいと考えています。

子ども条例とか、そういうのもあるんですけども、子ども条例のなかで、これに対応していくのか、どっちなのかよくわからなかったことですが、人権ということなので、ここで入れていただいてもいいんじゃないかなと思います。

(文化生活部長)

両委員さんのお話を、子ども自ら、自らが自分の力で、自らがそれを築いていくとか、そういう視点というのは非常に大事なところで、ただこのなかでそれが、どこの部分でどういうふうに書いたらいいかというところが、今すぐに私もちょっと思いつかない。

全体的な取組なのか、それとも個々の学校教育・社会教育のなかでやっていくのか。

少し、教育委員会の教育政策課等とも相談をして、今のお気持ちを、こういう趣旨なのだということを伝えて、少し検討をさせていただきたいと思います。おっしゃっている意味はよくわかります。そういったことで、今日は持ち帰らせていただければと思います。

(会長)

はい、じゃあ、そういうことでお願いいたします。

ぜひ、取り入れていただければと思います。

だいぶ時間が進みましたので、3つの項目はこれほどにして、次へ進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、「同和問題」から「女性」「子ども」につきましては、いただきましたご意見を原案に反映させたいうえで、了解ということにさせていただけますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

( 「異議なし」の声 )

はい、それではそういうことで了解をいただきました。

それでは続きまして、「高齢者」から「外国人」までの説明をお願いします。

(人権課長)

39ページから68ページまでの「4 高齢者」「5 障害者」「6 HIV感染者等」「7 外国人」につきましては、ご説明いたします。

39ページからの「高齢者」につきましては、高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいを持って生活していける社会の実現を図ることとしております。

教育・啓発以外の県の取組としましては、44ページに、高齢者の就業や社会参加の促進、高齢者虐待防止などの「ウ 高齢者の雇用や社会参加」「エ 高齢者の人権擁護・権利擁護に関する取組」を記載しております。

45ページにあります、上段の「達成目標」につきましては、認知症の正しい知識や早期発見について対応するために「認知症サポーター養成講座」を実施するなど、既に「日本一の健康長寿県構想」の「高齢者が安心して暮らせる地域づくり」において、平成27年度には、認知症サポーターを3万人養成することを目標としております。

この目標達成後も、平成30年度に向けて、本基本方針に則り、認知症サポーターの養成を引き続き行ってまいります。

次に、46ページからの「障害者」につきましては、障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で共に生活し活動できる安全安心な社会の実現を図ることとしております。

教育・啓発以外の県の取組としましては、51ページに、障害のある人の社会参加や雇用の促進などの「ウ 障害のある人の社会参加と雇用の促進等」、障害者虐待防止などの「エ 障害のある人の人権擁護・権利擁護等に関する取組」を記載しております。

53ページにあります、上段の「達成目標」につきましては、障害者就労支援対策事業や障害者職業訓練を実施し、全ての企業等での法定

雇用率の達成を目標としております。

なお、法定雇用率につきましては、注釈で記載しておりますが、本年4月から、従業員50人以上の民間企業は、2.0%となっております。

次に、54ページからの「H I V感染者等（I エイズ患者・H I V感染者等）」につきましては、患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図ることとしております。

教育・啓発以外の県の取組としましては、57ページに「ウ エイズ患者・H I V感染者への相談・支援体制」を記載しております。

58ページにあります「達成目標」としましては、H I V検査・相談の啓発活動を強化し、県民がH I V検査、相談に対して、偏見なく気軽に検査できるようになることを目標としております。

次に、59ページからの「H I V感染者等（II ハンセン病元患者等）」につきましては、ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ることとしております。

教育・啓発以外の県の取組としましては、62ページに「ウ ハンセン病元患者等への支援体制」を記載しております。

同じく62ページにあります、上段の「達成目標」につきましては、中高生による療養所訪問に5年間で延べ15校以上が参加するほか、里帰り経験のないハンセン病元患者が里帰りをするにより、安心して生活できる環境が整うことを目標としております。

次に、64ページからの「外国人」につきましては、多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ることとしております。

教育・啓発以外の県の取組としましては、67ページに、「日本語教育のための講座の開設などの「ウ 外国人が暮らしやすい地域社会づくり」を記載しております。

68ページにあります、上段の「達成目標」につきましては、国際交流員の派遣や異文化理解（派遣）講座の開催など、国際交流員等の派遣回数を平成30年度の1年間で、平成24年度実績の71回の10%増の78回以上とし、多様な文化や民族の違いをお互いに理解・尊重できる、人権意識が高い、外国人にとって住みやすい地域社会づくりが進んでいることを目標としております。

以上で、ご説明を終わります。

（会長）

はい、ありがとうございました。

それでは、「高齢者」から「外国人」までについて説明がございましたので、引き続きご議論をいただきたいと思っております。

(会長)

はい、どうぞ。委員さん。

(委員)

エイズ。一応僕は、エイズの高知県の派遣カウンセラーなんで、エイズについて。

エイズの感染者は、今はほとんどが肛門性交、同性愛者がほとんどです。だから、相談に来る方は性同一性の問題を抱えている人が多いんで、ここへあからさまに載せるわけにはいかないでしょうけども、児童・思春期の辺りでそういうことを。性同一性の問題を抱えている子どもへの、エイズ感染を防ぐような教育をだいぶしていく必要があるんじゃないのかなと思います。

例えば、福岡から自衛隊の人が飛行機で高知へやって来て、地元では自衛隊ですので、ちょっとやりにくいので、大学の総合診療部へ外来で来ているという事例もあります。やはり、エイズに対する偏見はなくなってきましたが、職業によっては非常に厳しい問題を抱えており、そうしたエイズ患者はいるという点があります。

(文化生活部長)

現在、56 ページで、学校教育のなかで教育を行います、と書いていますが、ここをもう少し、強くということでしょうか。

(委員)

載せるって、なかなかやりにくいと思いますけども。

(文化生活部長)

そうなんです。なかなか言い難いところがあるんです。

(委員)

なんかの別の所に。私は県の職員としては、やはりそういうことを知っているということが必要じゃないかな。

(文化生活部長)

やはり、健康政策サイドとか学校サイドで、対策というか、そういうことをまず予防するというようなことは、そちらの方で多分やっていくだろうし、医学的な対応策については健康対策課の方でやっていただくことになります。

そういうところではありますが、その辺の兼ね合いをもって、ここへどういうふうに、なかなか難しいという感じはありますので、人権の

啓発の視点でどう書けるのか、ちょっと検討しないと、すぐここが  
んばりますと、お約束はできませんので。少し考えさせてください。

(会長)

はい、どうぞ。

(健康対策課長補佐)

健康対策課です。

この本文のなかには記載しておりませんが、5か年計画のなかで、全学校において、エイズ教育を実施していくという計画を立てておるところです。

(上岡会長)

はい。

(岡崎文化生活部長)

今言った取組計画というのは、これの後ろについていくようになりますので、先生のお気持ちは、少しは反映できるかなと思います。ありがとうございます。

(上岡会長)

はい、ありがとうございました。

私が意見を言っただけかと思いますが、「高齢者」の項目で行動計画には出ているけれど、ここでもう落としてしまったみたいな項目があるように見えるけど、違うでしょうか。

行動計画の14ページに、「生きがい活動」だとか「高齢者に対して行うボランティア」だとか、「高齢者への暴力や虐待」「財産管理」とか、「悪徳商法」みたいなことが書かれているけれど、基本方針では落ちているように感じるんですが、どうでしょうか。

(岡崎文化生活部長)

主な取組で落ちているというのですか。本文で。

(上岡会長)

いや、今後の取組とかいうレベルで。これはもっと後か、取組や人権侵害のところに出ているんだけど。

なんか個別の事業とか、問題の記載が落ちて、一般論になっているように感じるんですが。

(高齢者福祉課長)

すみません。高齢者福祉課長でございます。

今、会長さんが言われたのは、前回の資料の行動計画のなかでの14ページの部分ですよね。

「生きがい活動の支援」とかいうようなこと。そうですね。少し整理をさせていただきます。

(会長)

なぜかと言うと、県民意識調査で、人権問題に対する意識のなかで、高齢者に対する意識が一番高くなっていましたよね。ということからすると、もう少し力を入れるというのも変ですが、もう少し書き込んでいい世界じゃないかなというふうに感じたので、ぜひお願いします。

(高齢者福祉課長)

はい。実際、高齢者の人権侵害に関する課題について、結構いろんなところはやらしていただいていますので、ここの部分は、もう一回改めて検討させていただきます。

(会長)

せっかくやっていることを書いてないというのも、もったいないような気もするので、お願いします。

(高齢者福祉課長)

はい。

(会長)

世間の、県民の皆さんに知ってもらおうという意味でも、大事じゃないかと思いますので、ぜひ。

(高齢者福祉課長)

はい。わかりました。

(会長)

すみません。あと、みなさんどうぞ。

(会長)

はい、委員さん。



(委員)

私は障害者のところで、発達障害についての記載がちょっと物足りない、という気がすごくするんです。

発達障害は、近年やっと光を当てられた障害ですので、ほとんどの方がご存じないということで、このなかでも48ページの教育委員会がこういう指針を策定しましたということと、50ページに「学校教育」の一番後のところで、「さらに、発達障害等のある子どもが、云々」という記載がされていますけれども、これを読んだ時に、発達障害とはどんな障害なんだろう、と思う方がたくさんおられると思うので、せめて発達障害というのは、どういうものであるかということ。

特に、知的に障害のない発達障害の方が、非常に社会での受け入れ、あるいは雇用の面で不利な目にあっている、というようなことが多いと思いますので、そこまで書き込むのは、まだこれから大変なことだとは思いますが、せめて発達障害という障害があるんだということ。特に知的障害のない、全く普通に生活している人のなかにそういう障害を持っている人がいる、ということの啓発だけでも、囲みでいただいたらと思うので、よろしくお願いします。

(会長)

はい。

(文化生活部長)

はい。学校現場においても、発達障害の子どもに対する教育というのは、本当に喫緊の課題であると、私も認識をしております。

ここは、特別支援教育課と少しお話をさせていただいて、どういふうなことが書けるのか、調整をさせていただきたいと思います。

(会長)

はい、委員さん。

(委員)

今、中学校とか小学校で、発達障害の子どもの問題が大変だと思います。

僕は今、学校で、発達障害の子どもたちが就職するまで、カウンセリングしたり指導したりしているところなんですけど、ある程度、環境が良くて、発達障害を差別なく、いじめなく過ごしてきた子どもはよくなるというか、二次的なゆがみが少なく、発達障害のいろんな落ち着きのなさみないなこととか、人と交わるが相手の気持ちをわからなとかいふようなことが、少しずつ年齢とともにわかってくるって

う。そして、社会にもきちんと対応できるようになってくるようなところがあります。

だから中学時代、いかにうまく、そういういじめや差別というところから守るかというか、家族、教育も含めて、そういうところが一番発達障害の中心になるんじゃないかと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

質問というか、達成目標で、30年度の達成目標と、目標年度が27年度になっているところがあるけれど、少しわかりにくいので、どうしたことなのか、説明をお願いします。

(人権課長)

はい。これは、今回の基本方針で取り組みました、初めての試みですので、関係各課と調整をしながら準備を進めてまいりました。

それで、達成目標を設定する際に、既存の「日本一の健康長寿県構想」とかいろんな計画、指針が県のなかにはございますので、そういった既に策定された計画があるものについては、それをそのまま準用していこうと、そういう考えで策定をしております。

そういうことで、長寿県構想などでは、平成27年度を目標年度として設定しております項目もございますので、そういったものは27年度の目標ということで、そのままこちらの方に準用させていただきまして、27年度達成以降も、この基本方針は30年度を目標にしておりますので、27年度以降も同じ取組を継続していこうと。そういう考えで、今回取り組みをしております。

そういったことで、ちょっと混在をした格好になっておりますが、初めての試みですので、そういったことでお許しをいただきたいと考えております。

(会長)

じゃあ、例えば38ページの児童虐待のところでは、全国平均まで数値が改善されるという目標が、27年度の目標であって、30年度はそれ以上になってほしいという意味ですよね。

(人権課長)

はい。27年度に向けまして、全国平均以上になるような取組を続けていくと。27年に達成したそれ以降につきましても、当然、平均以上になるような取組を継続してやっていくと、そういう趣旨で記載をさせていただいております。

(会長)

なんかちょっと「注」を付けるかなんかせんと、誤解されるようなことは、ないろうか。

(人権課長)

ここの達成目標の説明書きということでございますか。

(会長)

27年と30年との関係を。

(人権課長)

はい、その辺、混在をしておりますので、誤解がないように、注意書き等を加えるようにいたします。

(会長)

はい。お願いします。

あと、皆さんの方でご意見どうでしょうか。

(委員)

いいですか。

(会長)

はい、委員さん。

(委員)

65～67ページの、外国人に対する人権なんですけども、65ページのアンケートのところの課題、問題として挙げられている多いなかで、「アパート等への入居が困難」ということが挙げられているんですけども、それに対応することは、すごく大変なことだと思うんですけども、67ページの「県の主な取組」のなかでは、それに対応できるというのは、国際交流員による「異文化理解講座」とか、それから民間の人への啓発。アパートなんかを持ってらっしゃる方とか、不動産業者さんへの働きかけであったりとか、理解を深めるような、そういう施策というのは、ここのなかには反映できるのででしょうか。

(国際交流課長)

国際交流課でございます。

確かに住居を確保するということは、非常に生活をするうえで大切なことでございます。

ただ、これは大家さんとの関係ということがございますので、なかなか、県がそこへ行って、なんとか入れていただきたいというのは、なかなか難しい部分がございます。

「県の取組」としましては、そういう生活上の問題が生じた時に、ご相談をいただける場所として、(公財)高知県国際交流協会という団体がございます。

そちらの方の人権・生活相談のケースの実績を少し、65ページの下の方に、表で載せさせていただいておりますけれども。そのなかで、例えば住居、ここを見ていただきますと、23年度の欄で3件あるということでございまして、そういった相談を通じて問題の解決を図っていくようにしております。

こういった形での取組を、私ども、外国人の皆さんの相談窓口を設けまして、進めていきたいということで考えていますので、具体的に県の取組としては、そこまではなかなか書きづらいなということで、書いてないというのが実態でございます。

(委員)

はい、わかりました。

(会長)

よろしいですか。

人権啓発センターの活用というのがあるよね。一方で、外国人対策のなかに、国際交流協会の活用があるけれど、そんな相談も受けているんなら、宣伝にもなるから、そんなことも書いたらどう、と思ったけど。

(国際交流課長)

取組として、こういう人権とか生活相談とかをやっているという、進めていくということを、少し書き入れることを検討させていただきたいと思います。

(会長)

外国人の方がこれを読むかもしれないので、できたらお願いします。

(国際交流課長)

はい。そういう、人権とか相談窓口を国際交流協会のなかに設置しているというか、職員が対応するわけですけれども、それは外国人の方宛の生活情報冊子とかホームページとかを使いまして、もちろん外国語でないと通じませんが、そういう外国語の冊子なり、情報

発信をして取組をしておりますので、今後も継続してまいります。

(会長)

じゃあ、そういうことを書けばいいですね。

(国際交流課長)

はい。

(会長)

わかりました。ありがとうございました。

ちょっと時間も押してきましたので、外国人までの項目については、これほどにさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、様々なご意見をいただきましたので、そのご意見を踏まえ、事務局案を修正なり加筆なりしたうえで、原案を了解していただくということによろしゅうございましょうか。

特にご異論もないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、「犯罪被害者等」から「その他の人権課題」まで、最後の項目の説明をお願いします。

(人権課長)

次に、69 から 86 ページまでの新たに追加する人権課題「8 犯罪被害者等」「9 インターネットによる人権侵害」「10 災害と人権」及び「11 その他の人権課題」につきまして、ご説明いたします。

今回、7つの個別課題に加えまして、人権侵害の実態や昨年度実施しました「人権に関する県民意識調査」の結果における県民の関心の高さなどを勘案し、「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」の3課題を県民に関わりが深く、身近な人権課題として新たに追加することとしております。

69 ページからは、追加項目一つ目の「犯罪被害者等」です。

誰もが犯罪被害者になる可能性があり、直接的な被害だけでなく、精神的、経済的に苦しんでいたり、プライバシーの侵害など、二次的な被害を受けることがあるため、犯罪被害者等に対する配慮と保護が求められることから、犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図ることとしていきます。

74 ページにあります、上段の「達成目標」につきましては、中高生を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さなどを直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」

を5年間で10校以上の学校において開催し、中高生の規範意識が向上するとともに、犯罪被害者等への配慮、協力意識が醸成されることを目標としております。

75 ページからは、追加項目2つ目の「インターネットによる人権侵害」です。

インターネットの普及に伴い、匿名による書き込みが容易なことを悪用して、様々な問題が発生しているため、人権を侵害する書き込み等の削除とともに、利用者一人ひとりが正しい利用の仕方等について理解できる啓発活動が求められております。

そのため、インターネットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を進めるとともに、起こった場合の削除要請の対応等について周知を進めることとしています。

79 ページにあります「達成目標」につきましては、恐れ入ります、本日、お配りしました「資料3」、1枚紙の「インターネットによる人権侵害」の達成目標の差替えの資料をご覧ください。

達成目標を一つ追加してございます。恐れ入ります、上段の「達成目標」につきましては、県民対象の研修会等の実施や、啓発用資料の作成・配付及び人権に関するコラムの新聞掲載、人権パネルの展示などによる啓発活動を実施し、研修会参加者の「インターネット利用に関して、正しい知識を身に付けた」とする割合を80%以上とし、インターネットを利用する際に、人権意識を持って利用できるようになることを目標としております。

80 ページからは、追加項目3つ目の「災害と人権」です。

先の東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故では、避難所において要配慮者や女性などに対して配慮に欠ける言動や風評被害による人権侵害などが多発しました。

本県においても、近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されることから、避難所や避難生活のなかで、要配慮者や女性などへの配慮に関する教育・啓発を行うなど、県民が安心して生活が送れるよう、人権が配慮されるための取り組みを推進することとしています。

83 ページにあります、上段の「達成目標」につきましては、災害発生時の要配慮者避難支援のための福祉避難所の指定促進を図り、平成27年度までに、県内全市町村で福祉避難所指定の必要数を確保し、平成30年度に向けて、福祉避難所の運営体制の充実・強化を図り、災害時の要配慮者の避難支援対策の取組が進んでいることを目標としております。

次に、85 ページの「その他の人権課題」につきまして、ご説明いたします。

「その他の人権課題」としまして、国の「人権教育・啓発白書」記

載の名称と、一部名称が異なっている部分はございますが、「アイヌの人々」「刑を終えて出所した人」「北朝鮮当局による拉致問題等」「性的指向」「ホームレス」「性同一性障害者」「人身取引」を「その他の人権課題」として全て記載し、人権全般の対策として、本県の状況に応じて、取り組んでいくこととしております。

なお、「(8) 他人権課題」としまして、先の第1回の本協議会でご意見のございました「ハラスメント問題」「自死遺族に対する人権侵害」「プライバシー保護などの人権課題」につきましても、ここに記載をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、新しい人権項目ということですので、皆様の積極的なご意見をいただきたいと思っております。

(委員)

別に意見というわけじゃないですけど、僕は犯罪被害者の支援センターの副会長をやっていますので、ここに、「現状と課題」の所で支援センターの話が少し出ていますけど、それで注釈に、早期支援団体になったということが書かれてありますが、この早期支援団体になったというのは非常にすごいことで、早期支援団体になると、犯罪が起こったすぐから支援に当たるということで、これは支援センターの素人相談員では手に負えないような事例がたくさん出ていますので、大学の精神科あるいは総合心療部とか産婦人科とか、いろんな所の支援が必要になってくると。

そこら辺がちょっと物足りないので、早期支援団体になったということで、大変大きな支援が必要な、幅広い支援が必要になってくるとということで、お願いをしたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ご意見を十分に聞いて、書けるものは書き込んでもらいたいと思っております。

あと、南海地震のことを思うと、「災害と人権」というのは、なんか非常に身近なというか、そこに迫った課題のように見えますが、どうでしょう。

災害の目標に福祉避難所の指定が出ていますが、指定するのは県ですか。

(地域福祉政策課長)

地域福祉政策課長でございます。よろしくお願いいたします。

指定の方は、市町村になります。

県としましては、そういった指定促進ができるように支援をさせてもらっているということです。今現在 86、県内全体で施設が指定をされています。

(会長)

避難所は、福祉施設が多いですか。

(地域福祉政策課長)

機能的にそういった方を受け入れることができる、またバリアフリーとか、専門の方がおいでる、そういった条件ですので、基本的には、福祉施設か、市町村の保健センターのような公的な施設もあります。

(会長)

市町村行政が関わる場合もありますか。

(地域福祉政策課長)

基本的には、災害救助法を基にやりますので、行政側が指定をして、運営するのですが、災害が起こった時には、各施設ごとに運営をお願いをするという形で、基本的には行政の責任でやるという形になります。

(会長)

委員さん、町村会としてどうですかね。この目標は。

(委員)

それは市町村が指定してやらないかんわけです。

(委員)

ものすごいマンパワーが必要ですよね。避難所を変更したり、必要な人をそっちに移したりとかいうようなことをしなければいけないので、かなり、1カ月ぐらい経ってからの話になるんで。

(地域福祉政策課長)

今回、東日本の災害に、自分たちも視察等に行かせていただいた時に、やはり避難所自体に、特に弱者の方の居場所がなくなるということがありました。



実際、段々高齢者とか子どもさんが、避難所から退去されたというのは、やはりそこには生活しづらい状況があったということも、お伺いをしています。

基本的には、避難所生活が困難と思われる方の場を確保していきたいという思いがありまして、それはできれば、発災の時から福祉避難所として機能できるように、指定は進めていきたい。

あと、マンパワーの問題は当然ありますが、並行的にそこは進めていきたいと考えております。

(委員)

ちょっといいですか。

精神科領域だけの話になりますけども、療育福祉センター所長なんかと相談して、通院中の精神障害者の方々をどうするかという点で、処方箋とどこの病院にかかっていたかということ、必ず持つようなことをさせましょうということで、今、3年ぐらい前から、そんな話を進めているところです。

ですから、これは患者さんに、病院がそうやって進めていくわけですけども、そのほか児童についても、そういうことを少し、目に見えない障害を持っている場合、内科的な問題もそうですけども、県民の方、病気を持っている人について、病気を持っているということを把握しておくことがすごく大事で、避難所で死なないということのためには、重要になってきます。

(会長)

はい、委員さん、どうぞ。

(委員)

この新しい課題ですけども、災害について、はっきり言って、これはソフト面に力を入れる問題でしょう。あとの施設とか全部のことは、行政ですよ。ハード面は行政。

そういうこととちょっと分けなければ、当然、今、日本人というのは非常にこういう面では、ボランティア活動とか互助精神とか、こういうものは素晴らしく、子どもも含めて、私は日本人の誇りじゃないかなぐらいに思っているんです。

現場のトラブルというのは、やはり突き詰めれば対応ですよ。だから、むしろここへうたうのは、ここ分けてますよね、ソフト面と行政の、企業の役割とを。そうすると、それを鮮明にしていく必要がある。

これ、非常に難しいんですよ。以前の大型台風の時に、市役所かな、

握り飯の問題まで言うんですよ。あちらは握り飯があったのに、こちらに来てないとかというように。本当にぎりぎりの状況のなかで、これ行政の役割なんですよね。

もう何とも、我々が立ち上がっても、いかんともしがたいわけでしょう。握り飯、ずいぶんやってるけど。

そういうような極限状況になった場合は、やはりソフト面の、被災者に対する啓発、あるいは持ち方ですね。これは人権、これに改めて言う必要はないほど、人権の一番の共通課題ですよ。弱者とか被災者に対する。

だから、その辺のところをもうちょっと鮮明に。これは行政の役割が半分以上あるわけでしょう。この災害のところはね。施設にしても何にしても。そういうようなことをもうちょっと分けてきれいに書いた方がいいんじゃないかな。

人権問題というのは、底辺にずっと災害被害者も報道被害者もそうです。あるわけですから、「人権感覚」ということだと思うんですけど、まあ、そこを大事にしていればいいんじゃないですかね。

(委員)

すみません、いいですか。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

もう書かれてあるんですけども、83ページの一番下に「自治体職員」と書いて、住民を対象にした訓練「HUG」というのがあります。この訓練を、私この前受けたんですけども。

めちゃくちゃ人権ですよ、本当に。これ本当にいろんな人に関わってもらいたい。実際に対応してもらいたいと思いました。

時間が限られているなかで、どんどんいろんな状況の人がやって来て、怪我をしている人はいるは、精神障害のある人はいるは、高齢者、車いすの人が来るとか、盲導犬を連れた人が来るとか、いろんな人が来るなかで、体育館のどこに居てもらおうかというのをやるんですけども、例えば先ほど、お握りの数が足りなかった、それが来るけど、さあ誰に配るというのを、そのグループのなかで話し合うというのが、まさしく現実起こるわけなんです。

それを体験することが、今後もし起こった時への、こんなことがあるんだっていう心積もりになるので、これを私は、本当もう、いっぱい受けてもらいたいとすごく思いました。

県もこの施策、がんばってください。

(会長)

はい。ありがとうございます。

「HUG」って誰が実施しているんですか。主催というか。

(地域福祉政策課長)

ここは県の危機管理部の職員が行っております。そういったノウハウを持った職員自体も少ないですので、それができる方、地域のリーダーさんとかを広げるということと、81ページの上段の方でも書いてますけれども、「避難所運営の手引きの改訂」、上から3行目にございますけれども、避難所運営の手引の改訂であります。その前に「要配慮者の避難支援ガイドライン」、こういったことも今年度、見直しをしております。

その避難所運営の手引の改訂のなかでも、この「HUG」の重要性なども明記をして、広げていこうという取組になっています。

(会長)

はい、ありがとうございます。

はい、どうぞ、委員さん。

(委員)

実際に南海地震が起きた時に、県庁へ出勤できる職員は何パーセントぐらいおられると想定していますか。

(文化生活部長)

今、危機管理部の方で新しい行動計画のもとすすめておりますが、具体の数字は今、手元に資料がございません。

(委員)

元気だけど、来られない人が結構たくさん出てくるはずなんで、なかなか計画どおりにはいかないと思います。

淡路島の小さい北淡町だけでも、1カ月間は温かい物は一つも出て来なかったし、水もないという状態で。これ、水汲みなんてすごい。津波で水はいっぱいあるけど、水は飲めないという状況がかなり続く可能性もあつたりします。

今まであまり想定してないようなパワーが必要になるので、想定外のことをかなりやっついていかないと、大変だなという気はしています。

(会長)

人権の前に、災害対策があるということを書き、それから人権という話じゃないと、いきなり人権へいくと、ねえ…という気もしますが。

あと危機管理部と相談しておいてください。

(文化生活部長)

危機管理部と並行して、危機管理部は行動計画であって、こちらではそのなかで人は常に人権は守られるという違う視点で、連携しながらやっております。

(委員)

ソフト面をぜひやってもらわないかん。人権問題だから。災害をやると果てしがらないですよ。

(文化生活部長)

災害対応という具体的な動きについては、危機管理部の方で十分検討してもらっていますので、ご意見は承って、検討してまいります。

(会長)

はい、それでは時間の関連もありますので、個別の項目については新しい項目、「犯罪被害者等」から最後の「その他～」の項目についてまで、今いただきましたようなご意見を基に、基本案を修正できるものは修正し、加筆できるものは加筆したうえで、原案を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

( 「異議なし」 の声 )

(会長)

はい、ご異論ないようですので、そういうふうにさせていただきたいと思えます。

それから、個別項目のはじめに、事務局の方から、人権問題の個別課題の項目順について説明がございましたが、改めて事務局から考え方を説明してください。

(人権課長)

はい。それでは、「個別課題の項目順」について、ご説明いたします。

お手元の素案の項目順は、現行の基本方針の順番、つまり、「高知県

人権尊重の社会づくり条例」の前文に掲げられた7つの人権課題の順序を踏襲しております。

今回のこの基本方針（素案）の作成にあたりましては、全ての人権課題の重要性は同じであるため、その順序による優劣はなく、また、個別課題の項目順は、順位付けではなく、単なる順番であるため、変更する必要はないのではないかと、との考えから、これまでと同様の項目順にして、お示しをしておりました。

しかし、この項目順につきましては、様々なご意見があるなか、昨年、実施いたしました「人権に関する県民意識調査」の設問「関心のある人権問題」の結果における、県民の関心の高さの順にしてはどうか、県民の関心の高さの順であれば、わかりやすく、多くの県民のご理解もいただけるのではないかと、との議論も事務局内では進めてまいりました。

そのため、本協議会におきまして、この項目順につきましても、ご議論いただきたいと考えております。

資料を配付させていただきます。

#### （ 資料配布 ）

参考としまして、ただ今、事務局から「人権に関する県民意識調査」の報告書のなかの設問「(4) 関心のある人権問題」の調査結果の写しを1枚紙の資料としてお配りさせていただきました。

県民の関心のある人権問題としまして、基本方針（素案）に定める、追加も含めた10の人権課題が15番目までに並んでおります。

このため、県民の関心の高さによる項目順にするとしますと、「高齢者」「障害者」「子ども」「インターネットによる人権侵害」「災害と人権」「同和問題」「女性」「犯罪被害者等」「H I V感染者等」、これにはハンセン病元患者等を含めております。「外国人」の順となります。

なお、「北朝鮮当局による拉致問題等」が5番目に入っておりますが、これにつきましては、「その他の人権課題」に位置付けまして、取り組むことを考えております。

このように、個別の人権課題の項目順を、今の基本方針の順番でよいのか、それとも県民の関心の高さの順に組み替えた方がよいのか、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

以上で、ご説明を終わります。よろしく願いいたします。

（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、事務局の方から説明がありましたが、委員の皆様のご意見

をいただければと思います。

はい、委員さん、どうぞ。

(委員)

従来どおりでいいんじゃないですか。これは同和問題を言いはじめたら、人権問題が必ず出てくるんですよ。同和問題、いいじゃないかと。学校の教育でもそうです。もう同和問題はいらないと。

けど、この歴史を振り返ったら、人権問題の課題というのは、高知県においても「地域改善協会」とか、これから始まったんですよ全ての施策が。同和対策措置法とかも。そういうことは具体化してやっているから、現在は確かに同和問題というのは下火にはなっておるんです。

しかし、関心というのは、調査は同和問題というのは本音が出てきにくいんですよ、本当に。数字どおりに、じゃあ差別はないかという、そうではないです。本音と建前を人権問題で一番使い分けるのは、ここなんですけどね。というような印象がある。

そしたらなんですか、これ、時代的に変わっていくわけですが、マスコミとか関心事によってこれは変わってきますよ。インターネットが急に出てきたでしょう。これは毎年変えなきゃいけないわね。なんでこんな発想が出てきたの。変えるという発想が。それが不思議でおれんがね。別にあえて変える必要もないと思うんですが。以上です。

(会長)

はい、どうぞ。

(人権課長)

今ちょっと、ご質問がございました。

なぜ変えるという発想、考え方が出てきたのかというお話がございましたが、各人権課題には軽重がないなかで、県民に関心のある課題順にした方が、より県民の皆様にわかりやすく、関心を持ってもらえるものになるのではないかと、そういうことからいろいろ検討を進めてまいりました。

それから順番につきましては、これは5年ごとに人権に関する県民意識調査を、今後、実施してまいりますので、そのなかで県民の関心のある人権問題につきましては、調査をすることになります。

それを受けまして、5年ごとに基本方針の見直しと併せまして、項目順についても見直しを行うことになります。やるとすればそういったことを考えております。

(委員)

それは、どこかからの横やりがあったんじゃないの。同和問題をトップに持ってくる必要ないじゃないかという、いろんな筋からの話もあったんじゃないですか。

ただ、今現場で、教育現場でもそうだし、行政でもそうだし、議会のなかでも、同和問題はもう済んでいるんじゃないか、今さらそんなこと言うな、という声はずいぶん聞きますよ。

しかし、人権問題というのは、いろんな分野から入るわけですから。私の場合はもう 30 年、40 年、同和問題に関わってきて、そこから人権問題へ入ったわけです。いろんな勉強をさせていただいた。

女性問題をやっている人は、女性問題から入っているわけですから、これは全部、人権は同じなんです。数字や関心が高いなどという問題じゃないと。

ただそれで、これまでのいきさつからみたら、歴史を振り返ってみたら、先ほど言ったように、子どもの人権条例その他ありますけども、高知県、同和対策措置法ができてから急激に、歴史というのは運動団体とかいろんなもので広がってきたわけです。そういう歴史の実態がある。高知県もそうですよ。人権啓発センターができたのは、地域改善協会です。同和問題です。

それで、「同和問題をはじめ」と書くわけでしょう。そしたら、この間もある会で女性問題をやっている人、なんで「同和問題をはじめ」と書かなきゃいけないんですか、とこういうことを言うわけですよ。もういいですよ。

だから、別に私は同和問題の順じゃないですけども、そういう長い歴史も関連もあるわけですからこれを関心ごとに変えていきますか。恐らく 5 年後、10 年後になったら、人権問題はまた別の項目が出てきますよ。

そんなものじゃないんじゃないかな、とは思いますが、私だけ言ってもなんですよ。これは私個人の意見です。

ひょっと、事務局へ横やりが入ったのじゃないかな、という気はするんです。わかりますから、あんたらがいくら言っても、議会でもそうですから。もう同和問題いいじゃないかと。内々にね。政治的な問題。イデオロギーの問題もある。

(文化生活部長)

いえ、横やりということではなくて、条例は当然、そのように同和問題からはじまっていますし、基本はそこでスタートしておりますので、それはもう、この際どうっていうことはありません。

ただ 5 年間、これが意識調査に基づいて、その計画を立てたという

ことになってますので、関心の高さという順番もあるのかなということで、決めたわけではありません。

皆様方のご意見を一度お伺いしたいということで、議論していただきたく、ご提案をさせていただいたところでございます。

(会長)

どうぞ、ほかのご意見の方、ありましたら遠慮なく。

(委員)

今、半田さんからそれぞれ同和問題について、非常にご見識の高いご意見をいただいたんですが、やはりご案内のように昭和44年に特別措置法ができて、いつまででしかたか、平成12年か13年ですか。

(人権課長)

平成13年度です。

(委員)

そうですね。そこで時限法が終了しました。こういうなかで非常にハード・ソフト面で、ずいぶん行政が先頭に立ってやってきたと思います。

こういうなかで、今日、私もこの基本方針を見ながら、人権問題の改定版、これを見た時には一番初めに同和問題というのがありますから、人権のなかで必ず、今言われたように、同和問題というのが一番先に出てくると。そういうことで、特に我々行政に関わっておる者は、その一番最初のその時にしっかりとした対応を、今日まで進めてきたわけですけど。ハード面を含めて。

そういうなかで、今日まだ同和問題かよ、ということではないですけど、やはりこの改定版、これから先の人権問題をやっていくためにも、必ずそのことが出てきます。

これを除けとか、こうするとかいうことではなしに、この改定版の策定する時点で、もう一度その辺のことを考えていくとか、検討していくということも必要じゃないかな、ということをお願いしたいと思います。

(委員)

結局、井戸を掘った人の苦勞についても知らないかん。すべて、歴史を。我々はここで、ずっと生活しておるから。

昔からよく言っているでしょう。井戸を掘った人の気持ちを一番大事にしろと言うでしょう。引っ張っているのはその人だから。私はそ



う思うけどね。

変えりゃ変えても結構ですよ、別に。どうっていうことはないんだから、変えりゃいい。でもね、そんなものじゃないですよ。我々もやってきたじゃないですか、人権を。

(会長)

はい、どうぞ、委員さん。

(委員)

項目順に並べる、この問題に関しまして、確かに今、誰が一番どういうものに興味・関心を持っているか、というアンケート調査も大事なんですけど、これもどういう集団の人が、どれぐらいの人が、どれぐらい答えているかによっても、くるくる変わってしまう。これは多くの調査をやっていると、如実に出てくることでございます。

やはり、順番というのは、これまでの順番がなぜこういう順番になったのかという、歴史的な経緯というのはきつとあると思うんで、もう一回その辺を、なぜ今こういう順番になっているのかというのを調べていただいて。かつてのそれを決めた、最初に決めた時の議事録があるのかないのか、僕も知りませんが、やはり歴史的な経緯をもう一回、なんでこんな順番、プライオリティーになったかっていうのを、もう一回見てみて、またそれが今、意味がないようなプライオリティーであれば、変えなきゃいけないし、それが今でもそのプライオリティーが役に立つのであれば、それでいいっていうことで。

やはり、なんでこうなったかということ、まず振り返ることが先であって、それで今でも通用すれば、それでいいんじゃないでしょうかね。そう思います。

県民調査というのは、あくまでもどの人、何歳の人がどれくらいあるかによっても、ずいぶん変わります。だから、これはマスコミの政党のだれを支持するかと同じようなところがありますので、いかがでございましょうか。そういったことで、ここですぐ決めるということじゃなくて、そういう歴史的な経緯で、こういうことで決まっちゃったよだよということ、それで皆さんが、今でもそれでいいじゃないかと言えば、それでいいんじゃないのかなと思うんですけど。

(会長)

じゃあ、ある意味では重い問題でもありますので、ほかの委員さんにもそれぞれご意見をいただきたいと思いますが。

(委員)

異議はないです。今の概念の考え方で。

(会長)

じゃあ、委員のお話、歴史を振り返って、重みを確認して、というご意見ですがよろしいですか。

(文化生活部長)

はい。まず一度、やはり皆様のご意見を伺うということで、非常に私どももそういうご意見ということで、襟を正しました。とても大変な宿題が出ましたので、今すぐこうだということは言えませんが、様々なご意見があるなかで、新しく改定をしていくということは、やはり様々な意見にも耳を傾けたうえで、こうするという、ことをしなければいけないということで、少しお話をさせていただきました。

(会長)

はい。それでは、先ほど委員さんのご意見を基に事務局の方で、対応していただけますか。

(文化生活部長)

事務局の方で、その順番については対応します。

(委員)

それは、はっきり聞きたいけども、事務局で、皆さんの間で出た意見なの。県庁のなかで出た意見なの。どうなの。庁議とかあるいは議会サイドとか、そういうところで出た意見なの。皆さんの事務局で、純粋に突然出てきた話なの。

(文化生活部長)

経緯を申しますと、この順番については、国の順番がいいのではないとか、様々な意見がありました。改定版をどこまで改定するのか。それは順番の見直しというのは、以前から委員さんもお存じのとおり議論がありましたので、変えるということだったらどうなのかとか、いろんな議論をしてきたなかで、私どもが考えました、というところがございます。

(委員)

わかりました。

(会長)

じゃあ、そういうことで、一応宿題をいただいたと。

(文化生活部長)

出す分には最初の案の順番で、出そうと思います。

(委員)

それは、事務局の意見と協議会の意見はまとめないかんわね。一応、会長が。事務局任せじゃいかんでしょ。

協議会の意向はこうと、声を大にして言うたのは、僕と委員さんだけ。このままでいいと言うたのは、僕と委員さんと、これでいいじゃないかと言うたのは。そうでしょう。

それで我々の意見を変えりゃあ、なんちゃあいらん。私たちの意見は。これも全部含めて、そういうことでしょう。

会長一任でもいいですよ。

(会長)

いえいえ。委員さんの発言が、どう言いますか、歴史を振り返ってということなので、それを事務局の方でもう一回確認して、例えば次の会に諮るとか。

(文化生活部長)

今いただいて、会長一任というお話もありましたし、私としては、一定、皆さんの方向性は大体わかった、いただいたような気がいたします。

委員さんの宿題をしたうえでですけど、そのうえで会長と少しお話をさせていただいて、会のご意思を、会長さんがお聞きになっただらしたと思いますので、その間で調整をさせていただいて、ということにさせていただければと考えております。

(委員)

繰り返し言いますけれども、それは委員会の、我々の審議事項ですか。審議事項なら審議事項を尊重していただきたい。

(会長)

それでは、ご発言のない委員さんもおりますので、よろしいでしょうか。

委員さん、どうぞ。

(委員)

高知県人権尊重の社会づくり条例の順番で、今の順番があるんですね。その人権の条例の、本体の順番も変えようというようなお話もあるわけなんですか。じゃないですよ。

そしたら、そこと元々同じ順番に並べていますよということなんで、条例がそうであれば、この今回やっていることは、その順番であっても別に違和感はないし、それはアンケートはアンケートかもわからないですけど、というふうに私は思いました。以上です。

(人権課長)

すみません、ちょっとご説明させていただきます。

順番といいますのは、今、書かれておりますのは、条例の前文のところに7つの順番が記載されております。

今回、策定しようとしております基本方針、この順番は先ほど申しました、県民の関心の度合いの高いものの順番にしますと、5年ごとの意識調査の結果によって変わってくると。そういうことになります。

基本方針自体も見直しを行いますので、その際に合わせて順番を見直しする。ただ、条例の前文にあるその順番というのは、そこは変更せずにそのまま、これまでの経緯もありますので、そこは条例改正ということには行わずに、そのままの順番で当面は置くと。そういうことで今、考えております。

(委員)

条例は変えずに、基本方針は変える可能性がある。

(人権課長)

はい。基本方針自体を5年ごとに全て見直しをしますので、その際に項目順につきましても、もし県民の関心の高い度合にするとすれば、順番も5年ごとにまた変わってくるという可能性は、当然出てまいります。

(委員)

どれくらい変わるの。全部一緒じゃないですか、軽重は。別に意識調査で県民の関心が高いからだけの理由で左右されること自体が、根本的におかしいと思う。

(会長)

あと、委員さんどうでしょう。

(委員)

それぞれやはり、関心の強い人権課題があるのであれなんですけども、条例のなかでこういうふうな順番できているというのがあるんで、別に順番に、自分たちはあんまりこだわらないんですね。

調査も先ほどおっしゃったように、対象、誰が答えたかというところで、ころころ変わっちゃうということもあり得るわけなんで、順番にこだわらないんだったら、自分も女性の人権とかなんか。いろんな、もう高齢になってくるので高齢者、というのもすごく強くあるんですけども、でも順番は気にしないので、自分個人ですね。これでいいんじゃないかなという感じはしています。

施策の強い弱いが順番で決まるというのだったら、それはちょっとまずいんですけども、そういうことでないんだったら、ずっとこの順番でやってこられているんだったら、例えば見る時にも、その順番をそれぞれ皆さんもわかったうえで見てらっしゃるので、いいんじゃないかなと思います。

これが人権の取組がどんどん進んでいって、それぞれの課題が、もうそこまで個別に挙げなくてもいいね、みたいなどころまで来て、それは本当にむしろそうなった方が、個別に関してはすごくいい状況だとは思いますが、でもまだそこまでいってないんだったら、まだ、これで通していった方がいいんじゃないかなと、私は思います。

(会長)

はい。じゃあ現状で、ということですね。

じゃあ、委員さん。

(委員)

私も委員さんの意見に賛成です。

ちょっとへそ曲がりに言いますと、県民の調査でトップになった順にすると、前の部分、そこだけ読んで止めるということがありますので、関心のないのも読んでもらうというのも大事だと思いますので、条例に即してという一つの筋を持ってたら、それでいいじゃないでしょうか。

(会長)

はい、委員さんどうぞ。すみません。

(委員)

委員さんと同意見です。

(委員)

そうですね。委員の意見ですけれども、関心がある事項については熱心に協議するので、段々濃密になって内容が深まっていくし、段々必要なくなってくれば、段々その書く量も少なくなってくるんじゃないかと。

順番はもう、これでいいと思います。

(委員)

私も特に順番にこだわりはしませんけれども、アンケートにあまり揺らぐと、本当に真実がどこなのかがわからなくなるので、やはりアンケートよりも、今までどおりの方針を持っていった方がいいんじゃないかなと思っています。

(会長)

委員さん、お願いします。

(委員)

私も特に順番にこだわる必要はないかな、というふうに思っています。国の基本計画も、当初、策定されたものからいろいろ入れ替えたとか、この課題が今薄いんじゃないかとかいう話がいろいろあるようですけれども、変わったことはありません、一度も。ずっと後ろについていくばかりです。だからこのままでいいんじゃないでしょうか。

(会長)

はい、ありがとうございました。

全委員さん、ご意見をいただきまして、大勢は現状でいいんじゃないかというご意見ですので、今回は現行どおりでということ。

なお補足的に、森信先生のご意見を調べられるんなら調べておいていただいて、もうそういう方向で進んだらどうかと思います。

(文化生活部長)

はい、ありがとうございました。

(会長)

皆さんよろしいでしょうか。

( 「異議なし」 の声 )

(文化生活部長)

課題が明確になりました。ありがとうございました。

(会長)

はい、ありがとうございました。

以上で、本日の議事は終わりました。

それでは、最後に改めて確認をさせていただきますが、これまでの各章の内容、それから個別課題の項目順、素案全体について、皆様のご意見を伺いましたので、修正できるものは修正、加筆するものは加筆ということで、事務局原案を全体的に承認するというので、よろしゅうございませうか。

( 「異議なし」の声 )

はい、それではご異議がないようですので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。